

最低制限価格を改定します

改定前

- ①直接工事費 × 97%
- ②共通仮設費 × 90%
- ③現場管理費 × 90%
- ④一般管理費 × 55%
- ①～④合計額 × 1.1

改定後

- ①直接工事費 × 97%
- ②共通仮設費 × 90%
- ③現場管理費 × 90%
- ④一般管理費 × 68%
- ①～④合計額 × 1.1

令和4年9月1日以降に入札公告を行うものから適用

「小川町建設工事等最低制限価格制度実施要綱」を改正し、建設工事及び土木施設維持管理業務委託に係る最低制限価格算定の計算式を上記のとおり変更します。

入札にご参加の際は要綱等をご確認ください。

※最低制限価格とは

あらかじめ最低制限価格を設定し、予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です。最低制限価格を下回る価格で入札を行ったものは失格となります。